

令和7年分 白色確定申告の留意点(1)

措置法26条適用者用

社会保険診療報酬が5,000万円以下であり、かつ、医業に係る総収入金額が7,000万円以下の場合に租税特別措置法26条を適用できます。

令和7年分収支内訳書(一般用)付表《医師及び歯科医師用》の収入金額の内訳欄の書き方(案)

1 収入金額の内訳

「社会保険診療報酬」欄

① 基金事務所から支払を受ける社会保険診療報酬

② 2月21日以降に支払基金から「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」が配信されます。これをプリントアウトしていただき、(ア)(イ)(ウ)(エ)はそれを参考にして年間合計を記入してください。^{*1}

(ア) 「一般社会保険 決定点数」

内本人点数と内家族点数の合計点数を記入します。(この点数には高齢受給者及び公費併用分の点数も含まれています。)

(イ) 「一般社会保険 診療報酬当座口払込額」

(ア) の点数を10倍し、円に換算して(イ)に記入します。

(ウ) 「生活保護法 診療報酬当座口払込額」

基金から毎月配信される「当座口振込通知書」の生保算定額の年間合計を記入します。社保併用分については、既に(イ)に含まれていますので、公費負担額を差引いて、生保単独分の金額を記入します。また、再審査等調整額がある場合は公費単独分の調整額を差引いた金額を記入します。

(エ) 「障害者総合支援法(精神通院) 診療報酬当座口払込額」

基金から毎月配信される「当座口振込通知書」の自立支援(通院)算定額の年間合計を記入します。社保併用分については、既に(イ)に含まれていますので、公費負担額を差引いて、自立支援(通院)単独分の金額を記入します。また、再審査等調整額がある場合はその金額も差引いた金額を記入します。

(オ) 「感染症法(結核) 診療報酬当座口払込額」

基金から毎月配信される「当座口振込通知書」の結核算定額の年間合計を記入します。社保併用分については、既に(イ)に含まれていますので、公費負担額を差引いて、結核単独分の金額を記入します。また、再審査等調整額がある場合は公費単独分の調整額を差引いた金額を記入します。

他の公費単独分(平成27年1月から新たに実施された「難病法」に係る特定医療費助成制度)(法別54)及び、「小児慢性特定疾患医療支援事業」(法別52))含む)も(エ)(オ)と同様に記入します。

基金からの「支払調書」を参考資料として添付していただきても結構です。

② 国民健康保険診療報酬

(カ) 「②国民健康保険診療報酬 決定点数 小計」

国保連合会から毎月配信される「当座口振込通知書」の国民健康保険の「国保」欄、「退職」欄の合計点数と後期高齢者医療「後期」欄の点数を合計して記入します。すでに過誤・再審査分は調整されていますので、過誤・再審査結果通知書の減点・返戻分の点数の差し引きは不要です。

(キ) 「国民健康保険診療報酬 診療報酬当座口払込額」

(カ) の点数を10倍し、円に換算して(キ)に記入します。

国保連合会から2月14日以降に配信される「国民健康保険診療報酬年間支払調書(合計)」をプリントアウトしていただき、参考資料として添付して下さい。

事業用資産の譲渡損失は措置法適用者も事業所得より控除できます

白色申告・青色申告を問わず、往診用自動車、医療機器等の事業用資産について買換え(譲渡)をした場合に、譲渡価格とその事業用資産の帳簿価額との差額に損失がでた時は、事業所得及びその他の所得から、譲渡所得の赤字として控除できます。この場合、措置法を適用していくと、適用後の医業所得から申告書の上で別途控除されますので記載することを忘れないでください。

譲渡(下取)益が発生した場合には、特別控除50万円を超える金額が医業所得に合算して課税されます。

予防接種など自費診療の収入が1,000万円超の場合はご注意ください

白色申告者であっても、基準期間である前々年(令和5年)の課税売上高(予防接種などの自由診療収入など)が1,000万円を超えた場合及び特定期間である令和6年1月1日から6月30までの期間の課税売上高が1,000万円を超えた場合は消費税の課税事業者に該当します。

なお、特定期間の課税売上高が1,000万円を超えていても、給与等支払額が1,000万円を超えていなければ、給与等支払額により免税事業者と判定することができます。

していただきても結構です。^{*1}

③ 介護報酬

(ク) 「介護報酬 診療報酬当座口払込額」

国保連合会から毎月送られてくる「介護報酬給付費等支払決定額通知書」から介護給付費支払額と、利用者から徴収した利用料の年間合計額を記入します。

介護給付費の「事業所別介護給付費支払明細書(合計書)」については、2月14日以降に国保連合会より配信されます。

④ その他

⑤ 計 (①+②+③+④)

社会保険診療報酬計欄の①診療報酬窓口収入金額欄は、支払確定点数をもとに算出しているため、窓口で徴収すべき金額を既に⑩に含んでおり記入不要です。

*1 オンライン請求未実施医療機関には、社保・国保ともに2月下旬頃、紙媒体で送付されます。

「自由診療の収入等」欄

(ケ) 「一般的自由診療 収入金額」

自費診療、診断書、生命保険査定料、院内などで使う京都市の麻疹を含む予防接種や各種健診、介護保険の主治医意見書作成料、出産育児一時金など。

なお、院外で実施した保健事業収入、学校医の予防接種は給与収入となります。

令和7年分収支内訳書(一般用)付表《医師及び歯科医師用》

診療件数	料	住 所	氏名
1. 収入金額の内訳			
診療件数	診療実日数	決定期	収入金額
(ア)	(ア)	(ア)	新社会保険
生保算定額	当座口払込額	新社会保険	新社会保険
精神保健福祉法		新社会保険	新社会保険
精神保健福祉法		新社会保険	新社会保険
感染症法(結核)		新社会保険	新社会保険
感染症法(結核)		新社会保険	新社会保険
高齢者医療保険		新社会保険	新社会保険
高齢者医療保険		新社会保険	新社会保険
小計	(カ)	(カ)	新社会保険
(ア)+(イ)+(エ)+(オ)+(カ)			新社会保険
一般の自由診療			新社会保険
労働者災害補償保険診療			新社会保険
公営健康被害補償診療			新社会保険
自費診療			新社会保険
高齢者医療保険			新社会保険
小計	(カ)	(カ)	新社会保険
(ア)+(カ)+(カ)+(カ)+(カ)			新社会保険
一般の自由診療			新社会保険
労働者災害補償保険診療			新社会保険
公営健康被害補償診療			新社会保険
自費診療			新社会保険
高齢者医療保険			新社会保険
小計	(カ)	(カ)	新社会保険
(ア)+(カ)+(カ)+(カ)+(カ)			新社会保険
一般の自由診療			新社会保険
労働者災害補償保険診療			新社会保険
公営健康被害補償診療			新社会保険
自費診療			新社会保険
高齢者医療保険			新社会保険
小計	(カ)	(カ)	新社会保険
(ア)+(カ)+(カ)+(カ)+(カ)			新社会保険
一般の自由診療			新社会保険
労働者災害補償保険診療			新社会保険
公営健康被害補償診療			新社会保険
自費診療			新社会保険
高齢者医療保険			新社会保険
小計	(カ)	(カ)	新社会保険
(ア)+(カ)+(カ)+(カ)+(カ)			新社会保険
一般の自由診療			新社会保険
労働者災害補償保険診療			新社会保険
公営健康被害補償診療			新社会保険
自費診療			新社会保険
高齢者医療保険			新社会保険
小計	(カ)	(カ)	新社会保険
(ア)+(カ)+(カ)+(カ)+(カ)			新社会保険
一般の自由診療			新社会保険
労働者災害補償保険診療			新社会保険
公営健康被害補償診療			新社会保険
自費診療			新社会保険
高齢者医療保険			新社会保険
小計	(カ)	(カ)	新社会保険
(ア)+(カ)+(カ)+(カ)+(カ)			新社会保険
一般の自由診療			新社会保険
労働者災害補償保険診療			新社会保険
公営健康被害補償診療			新社会保険
自費診療			新社会保険
高齢者医療保険			新社会保険
小計	(カ)	(カ)	新社会保険
(ア)+(カ)+(カ)+(カ)+(カ)			新社会保険
一般の自由診療			新社会保険
労働者災害補償保険診療			新社会保険
公営健康被害補償診療			新社会保険
自費診療			新社会保険
高齢者医療保険			新社会保険
小計	(カ)	(カ)	新社会保険
(ア)+(カ)+(カ)+(カ)+(カ)			新社会保険
一般の自由診療			新社会保険
労働者災害補償保険診療			新社会保険
公営健康被害補償診療			新社会保険
自費診療			新社会保険
高齢者医療保険			新社会保険
小計	(カ)	(カ)	新社会保険
(ア)+(カ)+(カ)+(カ)+(カ)			新社会保険
一般の自由診療			新社会保険
労働者災害補償保険診療			新社会保険
公営健康被害補償診療			新社会保険
自費診療			新社会保険
高齢者医療保険			新社会保険
小計	(カ)	(カ)	新社会保険
(ア)+(カ)+(カ)+(カ)+(カ)			新社会保険
一般の自由診療			新社会保険
労働者災害補償保険診療			新社会保険
公営健康被害補償診療			新社会保険
自費診療			新社会保険
高齢者医療保険			新社会保険
小計	(カ)	(カ)	新社会保険
(ア)+(カ)+(カ)+(カ)+(カ)			新社会保険
一般の自由診療			新社会保険
労働者災害補償保険診療			新社会保険
公営健康被害補償診療			新社会保険
自費診療			新社会保険
高齢者医療保険			新社会保険
小計	(カ)	(カ)	新社会保険
(ア)+(カ)+(カ)+(カ)+(カ)			新社会保険
一般の自由診療			新社会保険
労働者災害補償保険診療			新社会保険
公営健康被害補償診療			新社会保険
自費診療			新社会保険
高齢者医療保険			新社会保険
小計	(カ)	(カ)	新社会保険
(ア)+(カ)+(カ)+(カ)+(カ)			新社会保険
一般の自由診療			新社会保険
労働者災害補償保険診療			新社会保険
公営健康被害補償診療			新社会保険
自費診療			新社会保険
高齢者医療保険			新社会保険
小計	(カ)	(カ)	新社会保険
(ア)+(カ)+(カ)+(カ)+(カ)			新社会保険
一般の自由診療			新社会保険
労働者災害補償保険診療			新社会保険
公営健康被害補償診療			新社会保険

